

別表十六(五)

「30」又は「31」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

別表十六(五) 平三十・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

1

取替法による取替資産の償却額の計算に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・	・	法人名	( )
	・	・		

御注意

租税特別措置法による特別償却の規定の適用を受ける場合には、「特別償却限度額の計算に関する付表」を添付してください。

資産	種別	1						
	構造	2						
	細目	3						
区分	取得年月日	4	・	・	・	・	・	・
	事業の用に供した年月	5						
	耐用年数	6	年	年	年	年	年	年
取得価額	取得価額又は製作価額	7	外	円	外	円	外	円
	圧縮記帳による積立金計上額	8						
	差引取得価額 (7)-(8)	9						
帳簿	償却額計算の対象となる期末現在の帳簿記載金額	10						
	期末現在の積立金の額	11						
	積立金の期中取崩額 差引帳簿記載金額 (10)-(11)-(12)	12	外△		外△		外△	
償却額	損金に計上した当期償却額	13						
	前期から繰り越した償却超過額	14	外		外		外	
	合計 (13)+(14)+(15)	15						
当期分の普通償却限度額	前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	16						
	旧定額法又は定率法の償却額計算の基礎となる金額 旧定額法による償却額計算の基礎となる金額 (9)-(9)× $\frac{100}{100}$	17						
	旧定額法の償却率	18		円		円		円
特別償却限度額	旧定率法の償却率	19		円		円		円
	出償却額 (19)×(20)又は(21)×(22)	20		円		円		円
	定額法による償却額計算の基礎となる金額 (9)	21		円		円		円
当期分の普通償却限度額	定額法の償却率	22		円		円		円
	出償却額 (24)×(25)又は(26)×(27)	23		円		円		円
	定率法による償却額計算の基礎となる金額 (18)	24		円		円		円
特別償却限度額	定率法の償却率	25		円		円		円
	出償却額 (24)×(25)又は(26)×(27)	26		円		円		円
	当期分の普通償却限度額 (23)又は(28)	27		円		円		円
特別償却限度額	特別償却限度額	28		円		円		円
	前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	29						
	合計 (29)+(30)+(31)	30						
償却限度額	差引取得価額×50% (9)× $\frac{50}{100}$	31						
	当期償却可能限度額	32						
	当期の通常償却額 (32)又は(34)のうち少ない金額	33						
特別償却不足額	取り替えた新たな資産に係る損金算入額	34						
	償却限度額 (35)+(36)	35						
	当期償却額	36						
差引	償却不足額 (37)-(38)	37						
	償却超過額 (38)-(37)	38						
	前期からの繰越額	39	外		外		外	
特別償却不足額	当期償却不足によるもの	40						
	積立金取崩しによるもの	41						
	差引合計翌期への繰越額 (40)+(41)-(42)-(43)	42						
特別償却不足額	翌期に繰り越すべき特別償却不足額 (40)-(42)と(43)+(44)のうち少ない金額	43						
	当期において切り捨てる特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	44						
	差引翌期への繰越額 (45)-(46)	45						
特別償却不足額	翌繰内期繰越額の	46						
	当期分不足額	47						
	適格組織再編成により引き継ぐべき合併等特別償却不足額 (47)-(48)と(49)のうち少ない金額	48						
備考		49						

P82~85参照

P85参照

別表十六(一)、別表十六(二)、別表十六(三)及び別表十六(五)

別表十六(一)「32」、別表十六(二)「36」、別表十六(三)「32」又は別表十六(五)「30」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

ただし、震災特例法の規定により適用を受けた場合には、適用額明細書の記載は必要ありません。

(注) 別表十六(一)「32」、別表十六(二)「36」、別表十六(三)「32」又は別表十六(五)「30」欄の外書きは、特別償却に関する規定の適用を受けることに代えて、特別償却対象資産について特別償却準備金を積み立てる場合に記載することになっています。

この場合は、「準備金方式による特別償却」措置の適用を受けることとなりますので、別表十六(九)の記載方法(P88~91参照)に従って「適用額明細書」を記載してください。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
エネルギー環境負荷低減推進設備等 を取得した場合の特別償却	平成30年旧措置法第42条の5第1項第1号	00584 ※1	別表十六(一)「32」欄、 別表十六(二)「36」欄、 別表十六(三)「32」欄又は 別表十六(五)「30」欄 の金額
	平成30年旧措置法第42条の5第1項第2号	00287 ※2	

※1 区分番号「00584」は、平成28年4月1日から平成30年3月31日までの期間内に新エネルギー利用設備等(太陽光発電設備(認定発電設備に該当しないものに限ります。)、風力発電設備、中小水力発電設備など)の取得等をした場合が該当します。

※2 区分番号「00287」は、平成30年4月1日前に二酸化炭素排出抑制設備等の取得等をした場合が該当します。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
高度省エネルギー増進設備等 を取得した場合の特別償却	第42条の5第1項第1号 (所得税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第7号)附則第88条第1項の規定により読み替えて適用する第42条の5第1項各号)	00615 ※	別表十六(一)「32」欄、 別表十六(二)「36」欄、 別表十六(三)「32」欄又は 別表十六(五)「30」欄 の金額
	第42条の5第1項第2号	00617 ※	
	第42条の5第1項第3号	00619 ※	

※ 区分番号「00615」、「00617」又は「00619」は、エネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部を改正する法律の施行日以後に高度省エネルギー増進設備等の取得等をした場合が該当します。

なお、同日前に取得等をした高度省エネルギー増進設備等については、区分番号「00615」が該当します。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
中小企業者等が機械等 を取得した場合の特別償却	第42条の6第1項第1号	00031	別表十六(一)「32」欄、 別表十六(二)「36」欄、 別表十六(三)「32」欄又は 別表十六(五)「30」欄 の金額
	第42条の6第1項第2号	00034	
	第42条の6第1項第3号	00037	
	第42条の6第1項第4号	00040	
国家戦略特別区域において 機械等 を取得した場合の特別償却	平成30年旧措置法第42条の10第1項第1号	00586 ※	
	平成30年旧措置法第42条の10第1項第2号	00504 ※	
	第42条の10第1項	00622 ※	

※ 区分番号「00622」は、平成30年4月1日以後に取得等をした特定機械装置等について平成30年度税制改正後の措置の適用を受ける場合が該当します。

なお、同日前に取得等をした特定機械装置等について平成30年度税制改正前の措置の適用を受ける場合には区分番号「00586」又は「00504」が該当します。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却	第42条の11第1項	00298	別表十六(一)「32」欄、別表十六(二)「36」欄、別表十六(三)「32」欄又は別表十六(五)「30」欄の金額
地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等 <sup>けん</sup> を取得した場合の特別償却	第42条の11の2第1項	00597	
地方活力向上地域等において特定建物等 <sup>けん</sup> を取得した場合の特別償却	第42条の11の3第1項	00568 ※	

※ 区分番号「00568」の措置名（「法人税関係特別措置」欄）は、地域再生法の一部を改正する法律の施行日（平成30年6月1日）前に終了する事業年度については「地方活力向上地域において特定建物等<sup>けん</sup>を取得した場合の特別償却」となります。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却	第42条の12の3第1項	00445	別表十六(一)「32」欄、別表十六(二)「36」欄、別表十六(三)「32」欄又は別表十六(五)「30」欄の金額
中小企業者等が特定経営力向上設備等 <sup>けん</sup> を取得した場合の特別償却	第42条の12の4第1項	00601	
革新的情報産業活用設備 <sup>けん</sup> を取得した場合の特別償却	第42条の12の6第1項	00628 ※	

※ 区分番号「00628」は、生産性向上特別措置法の施行日（平成30年6月6日）以後に終了する事業年度が該当します。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
公害防止用設備の特別償却	第43条第1項第1号	00412	別表十六(一)「32」欄、別表十六(二)「36」欄、別表十六(三)「32」欄又は別表十六(五)「30」欄の金額
船舶の特別償却	第43条第1項第2号	00307	
自動車教習用貨物自動車の特別償却	第43条第1項第3号	00606	
再生可能エネルギー発電設備等の特別償却	第43条第1項第4号	00631	
耐震基準適合建物等の特別償却	第43条の2第1項	00518	
	第43条の2第2項	00521	
被災代替資産等の特別償却	第43条の3第1項第1号	00608	
	第43条の3第1項第2号	00610	
関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却	第44条第1項	00310	
共同利用施設の特別償却	第44条の3第1項	00313	
特定地域における電気通信設備の特別償却	平成30年旧措置法第44条の5第1項	00590	
情報流通円滑化設備の特別償却	第44条の5第1項	00633	
特定地域における工業用機械等の特別償却	第45条第1項第1号	00120	
沖縄の産業高度化・事業革新促進地域において工業用機械等 <sup>けん</sup> を取得した場合の特別償却	第45条第1項第2号	00527	
沖縄の国際物流拠点産業集積地域において工業用機械等 <sup>けん</sup> を取得した場合の特別償却	第45条第1項第3号	00530	
沖縄の経済金融活性化特別地区において工業用機械等 <sup>けん</sup> を取得した場合の特別償却	第45条第1項第4号	00533	
沖縄の離島地域における旅館業用建物等の特別償却	第45条第1項第5号	00135	

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
特定地域における産業振興機械等の割増償却	平成27年旧措置法第45条第2項第1号	00454 ※1	別表十六(一)「32」欄、別表十六(二)「36」欄、別表十六(三)「32」欄又は別表十六(五)「30」欄の金額
	第45条第2項第1号	00573 ※1	
	第45条第2項第2号	00560 ※2	
	平成26年旧措置法第45条第2項第2号	00457 ※2	
	第45条第2項第3号	00536 ※2	
	第45条第2項第4号	00575	

※1 区分番号「00454」は、平成27年4月1日前に取得等をした産業振興機械等について、半島振興対策実施地域に係る措置の適用を受ける場合が該当します。平成27年4月1日以後に取得等をした産業振興機械等について、平成27年度税制改正により改組された半島振興法の認定産業振興促進計画に記載された区域及び事業(経過措置によりその区域及び事業とみなされるものを含まず。)に係る措置の適用を受ける場合には、区分番号「00573」が該当します。

※2 区分番号「00457」は、平成26年4月1日前に取得等をした産業振興機械等について、奄美群島に係る措置の適用を受ける場合が該当します。平成26年4月1日以後に取得等をした産業振興機械等について、平成26年度税制改正により改組された奄美群島振興開発特別措置法の認定産業振興促進計画に記載された区域及び事業(経過措置によりその区域及び事業とみなされるものを含まず。)に係る措置の適用を受ける場合には、区分番号「00536」が該当します。

なお、離島振興対策実施地域に係る措置の適用を受ける場合には、区分番号「00560」が該当します。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
医療用機器の特別償却	第45条の2第1項	00331	別表十六(一)「32」欄、別表十六(二)「36」欄、別表十六(三)「32」欄又は別表十六(五)「30」欄の金額
障害者を雇用する場合の機械等の割増償却	第46条第1項	00337	
次世代育成支援対策に係る基準適合認定を受けた場合の次世代育成支援対策資産の割増償却	「平成30年旧措置法第46条の2第1項第1号イ」又は「平成30年旧措置法第46条の2第1項第2号イ」	00577	
	「平成30年旧措置法第46条の2第1項第1号ロ」又は「平成30年旧措置法第46条の2第1項第2号ロ」	00579	
事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却	第46条の2第1項	00612	

※ 区分番号「00612」は、税制改正前の租税特別措置法の条項(平成30年旧措置法第47条第1項)により適用を受けようとする場合にも、適用額明細書の「租税特別措置法の条項」欄には、税制改正後の租税特別措置法の条項番号(第46条の2第1項)を記載してください。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
企業主導型保育施設用資産の割増償却	第47条第1項	00635	別表十六(一)「32」欄、別表十六(二)「36」欄、別表十六(三)「32」欄又は別表十六(五)「30」欄の金額

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
特定都市再生建築物等の割増償却	第47条の2第1項 (同条第3項第1号イ)	00466 ※	別表十六(一)「32」欄、 別表十六(二)「36」欄、 別表十六(三)「32」欄又は 別表十六(五)「30」欄 の金額
	「第47条の2第1項」、「平成27 年旧措置法第47条の2第1 項」、又は「平成25年旧措置法第 47条の2第1項」  (「第47条の2第3項第1号 ロ」、「平成27年旧措置法第47条 の2第3項第2号ロ」又は「平成 25年旧措置法第47条の2第3項 第2号」)	00469 ※	
	「第47条の2第1項」、「平成29 年旧措置法第47条の2第1項」 又は「平成27年旧措置法第47条 の2第1項」 (「第47条の2第3項第2号」、 「平成29年旧措置法第47条の2 第3項第3号」又は「平成27年 旧措置法第47条の2第3項第4 号」)	00478	

※ 区分番号「00466」は、平成25年4月1日以後に都市再生特別措置法の特定都市再生緊急整備地域において取得等をした同法の認定計画に基づく都市再生事業により整備される建築物に係る措置の適用を受ける場合が該当します。また、平成25年4月1日以後に都市再生特別措置法の都市再生緊急整備地域(特定都市再生緊急整備地域を除きます。)において取得等をし、又は同日前に取得等をした同法の認定計画に基づく都市再生事業により整備される建築物に係る措置の適用を受ける場合は、区分番号「00469」が該当します。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
倉庫用建物等の割増償却	平成28年旧措置法第48条第1項	00349 ※	別表十六(一)「32」欄、 別表十六(二)「36」欄、 別表十六(三)「32」欄又は 別表十六(五)「30」欄 の金額
	第48条第1項	00592 ※	

※ 区分番号「00349」は、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の一部を改正する法律による改正前の流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律(物流効率化法)の認定又は確認を受けた法人の平成29年3月31日以前に取得等をした倉庫用建物等について平成28年度税制改正前の措置の適用を受ける場合が該当します。また、改正後の物流効率化法の認定を受けた法人が平成28年10月1日以後に倉庫用建物等を取得する場合は、区分番号「00592」が該当します。

別表十六(一)「33」、別表十六(二)「37」、別表十六(三)「33」又は別表十六(五)「31」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

ただし、震災特例法の規定により適用を受けた場合には、適用額明細書の記載は必要ありません。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例	「第52条の2第1項」又は「第52 条の2第4項」	00187	別表十六(一)「33」欄、 別表十六(二)「37」欄、 別表十六(三)「33」欄又は 別表十六(五)「31」欄 の金額